

非課税を判定する所得に10万円を加算(改正は下線部)

●「均等割」「所得割」ともに課税されない方

1. 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方(賦課期日現在)
2. 障害者、未成年者、寡婦、または(※1)ひとり親で前年の(※2)合計所得金額が 135万円以下である方(給与所得の場合は、給与収入2,043,999円以下の方が該当)
3. 前年の合計所得金額が、次の計算で求めた金額以下である方
 - (1) 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合
 $35万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + \underline{31万円}$
 - (2) 同一生計配偶者または扶養親族がない場合
45万円

※1 寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は対象外とする

※2 合計所得金額とは…総合課税所得と分離課税所得で損益通算して、総合課税の長期譲渡所得と一時所得のそれぞれ2分の1した合計額)

●「所得割」が課税されない方

前年の(※3)総所得金額等が、次の計算で求めた金額以下である方

- (1) 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合
 $35万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 42万円$
- (2) 同一生計配偶者または扶養親族がない場合
45万円

※3 総所得金額等とは…合計所得金額から純損失の繰越控除と雑損失の繰越控除を行った額(分離課税の譲渡所得特別控除前)